

裁判員経験者意見交換会議事録

司会者： 今、御紹介いただきました大阪地裁第13刑事部の裁判官、丸田と申します。今日の進行役を務めさせていただきます。どうかよろしく願いいたします。

最初にこの意見交換会の趣旨について簡単に私の方からお話をして、意見交換に入っていきたいと思います。

今回の裁判員の経験者の方をお招きしての意見交換会は、広く国民の皆さんが安心して裁判員裁判に参加していただけるように、裁判員を実際に経験された方にお集まりいただき、裁判に参加された御感想とか御意見を伺うことによって、裁判員裁判ってどういうふうに進んでいるのかという実像を国民の皆さんに知っていただくとともに、皆さんからいただいた御意見でよりよい裁判員裁判に発展させていきたいとそういった趣旨で裁判員制度が始まってから繰り返し開催させていただいているものでございます。

今年は、裁判員制度が始まりまして10年経過したという節目の年であります。裁判員制度が国民の方が参加をして法廷で見て聞けば、審理に参加すれば、どのような事案でどういうところが問題になってどういう結論が妥当なのかということを中心に考えていただけるような分かりやすい審理を目指し、また、多くの国民の皆さんに広く参加していただきやすいように裁判の設定をするということを目指して、私たち法律家も努めてきたわけですが、この10周年という時期を機に、そうした私たちの目指していたものがどの程度実現できたのか、仮に課題があるとしたらどういったところにあるのか、これを振り返る節目でございます。

その上で何と言っても貴重なのは、実際に裁判員を経験された皆さんのお声でありますので、今回、そういった趣旨に御賛同いただきまして、5名の裁判員経験者の方に、お集まりいただきましたので、今回のテーマとしては特に分かりやすい審理がなされていたのか、そのために私たち法律家はこういった点

を工夫すればいいのか、こういったアドバイスがあるのか、そういったことをお伺いするとともに、参加しやすい裁判にするための皆さんの御助言を伺うということを中心的なテーマとしてお話をお伺いすることにしました。

裁判員経験者の皆さん、本当に遠慮なく、こういうところ裁判所しっかりしろとか、法律家はこういうところを工夫しろよという御意見があれば、どんどんおっしゃっていただければと思いますし、逆にこういうところを頑張っているねと、引き続きこの調子でやってねということがあれば私たちも励みになりますので、忌憚のないところを伺えればというふうに思います。

また、今日は検察官、弁護士、裁判官に一人ずつ参加いただいていますので、私のほうから御紹介させていただきます。

まず、検察官の代表としては、大阪地検の公判部検事でいらっしゃいます梅本大介さん、それから、弁護士の代表として、大阪弁護士会の弁護士でいらっしゃる宇野裕明さんです。

それから、裁判官の代表として、大阪地裁第13刑事部判事の谷口真紀さんに、御参加いただいています。

意見交換に入る前に今日の大まかな進行予定をお伝えしておこうと思います。

最初に、経験者の皆さんから今回の裁判に参加された御感想とか御印象についてお話しいただこうと思います。私のほうから、皆さんが経験された、担当された裁判の概略について御紹介いたしますので、一言ずつ経験者の皆さんから御感想をいただければと思います。これは大変だったとか、楽しかったとか、すごくこういうところはよかった、あるいはこういうところがしんどかったということがあれば、簡単にお聞かせいただければと思います。

その後、今回のメインテーマになっています裁判の分かりやすさとか、安心して裁判に参加できるための方策とか、さらに守秘義務についての意見や感想、こういった点について意見を交わしていただきます。

意見交換の最後に、これから先、裁判員になられる方、たくさんおられると思いますので、そういう方に対して先輩の裁判員として何かアドバイスがあればメッセージをいただければというふうに思います。

さらにその後、今日報道機関の方もお越しいただいておりますので、報道機関の皆さんからの質疑・応答の時間を設けます。ぜひ、報道機関の皆さん、記者の皆さんも思い浮かべた御質問があれば遠慮なくお尋ねいただければと思います。

それでは、最初に経験者の皆さんの御紹介がてらになりますが、裁判に参加されての全体的な御感想、御印象をお話しいただこうと思います。

まず、経験者の1番さんは、御担当されたのは今年の2月から3月にかけて行われた傷害致死と傷害の事件、これはなかなか複雑な事件で、交際していた男女二人の被告人が同居していた同居先の女性のお子さん2名に暴力をふるって、お子さんが一人亡くなってしまい、もう一人のお子さんもけがをってしまったという事件で、この被告人2名にどのような刑を科すかというのが主なテーマになった裁判を御担当いただいたというふうに伺っております。

期間としては9日間ということで、やや長い審理、協議で、またお医者さんお二人を含めてかなりたくさんの証人が法廷に来られて、そういった裁判だったということで、なかなか大変だったんじゃないかなというふうに御察ししますけれども、今、振り返ってみて、参加されてどんな御感想だったでしょうか。

裁判員経験者1：そうですね。終わってしまった今となつては、すごく貴重な経験をさせていただけたなという気持ちなんですけど、やはり被害に遭われた方がお子様だったという点ですとか、何かお話に出ていた人間関係が複雑というところで、その場では悩むことも多かったですし、家に帰ればやはりニュースなどでも取り上げられることがあって、家でもやはりちょっと考えることが多かったんで、最中は難しいなという気持ちや、ちょっとしんどいなと思うこと

がたびたびありました。

また、日にちも9日間で、期間としましては2週間ほどでしたので、職場にも負担をかけてしまったんですが、周りの協力もあって私も参加させていただくことができたので、結果としてはとてもよかったと思います。

司会者： 2番さんは、今年の4月から5月にかけて行われた現住建造物等放火の事件、アパートに住んでいた被告人が将来を悲観して、あとなおかつ玄関に置いてあった靴が臭いということに腹を立てて、アパートの廊下に灯油をまいて、ドアや廊下を燃やしてしまったと、こういった事案を御担当されたと伺っています。

こちらも事実関係に争いはない事件で、ただ刑をどうするかということが問題となったそうで、3日間という、こちらのほうはスピーディーな審理の日程で参加されたそうですが、今、どんな御感想、御印象をお持ちですか。

裁判員経験者2： 被告人の方が高齢な方で、罪としたらその放火というのは、被害者がたくさん、この間の京都アニメのああいう感じで、結果的に死者が出るという場合を想定しての刑だったんですが、やっぱり私は高齢者の方の扱い方で、裁判長さんが、被告人がちょっと耳が遠いということがわかって、すぐに補聴器の用意をされて、次の審理のときにはちゃんとつけて、聞こえますかというのをたびたび確認されて、そういうのが、すごい、やっぱり被告人に対しても手厚いそういうちゃんと聞こえていなかったらだめなことですから、それは当たり前のことかもわかりませんが、すごくその辺の対処がスピーディーで驚きました。それで、やっぱり高齢な方で認知症も入っていたので、こちらの言っている尋ねていることがちゃんと伝わっているかどうかというのを、すごく丁寧に確認されて、そういうやりとりを見ていて、きっちりされて、私としたらやっぱり被告人の方の行いは重大だけれども、やっぱりすごくそういう面でよかったなという、私は3日間ですごく評議自体も割にスムーズでそれでまとまりましたので、一番やっぱり裁判長さんと裁判官お二人とのすごく相性もよかったみたいで、審理のやりとりも評議中でも私たち6人の意

見をしっかりと聞いていただけました。私は参加してすごくよかったなと思いました。

司会者： 3番さんは、今年5月に行われた強制性交等致傷という事件だったのですが、被告人が3人の被害者に対して強制性交とか強制わいせつなどをした事件を御担当されたと伺っています。これも量刑、刑をどうするのかということが論点になっていて、審理日程としては3つの事件を審理するということが5日ほどの日程だったというふうに伺っています。

今、終わってみて御感想、御印象いかがだったでしょうか。

裁判員経験者3： 参加してよかったと思いますし、ためにもなりました。

架空の世界というか、現実で本当にこんなことが起こるんだなということを感じて感じましたし、自分にも子供が、女の子が2名います。子供たち、PTAを通じてでも、登下校や生活に危険な場所がないかという見る目も変わりましたし、これから子供たちを守っていく中とか、周りの女性の方とかにも助言できるようなことにもつながることができました。裁判官等もすごく我々にいろいろ和気あいあいと議論させていただくようにできたことがすごくうれしかったと思いますし、これから皆さんに伝えられるいい経験になったなと思いました。

司会者： 4番さんは今年の6月に行われた裁判で、強盗致傷ということですが、これは刃物を使ったタクシー強盗をして運転手にけがをさせたという事件だったんですかね。

被告人が行った暴力がどういう内容だったかというのが争いになったり、あとお金を取ったのか取っていないのか、さらに運転手さんけがしているんだけど、これ強盗のときに起きたのかみたいなことも論点になって、幾つか争いの点があったというふうに伺っています。

5日間の日程ですが、いかがでしたですかね。

裁判員経験者4： そうですね、5日間で何とかやってみただけですけど、検察側と弁護士さん側と意見がすごく食い違っていて、どちらを信用するかとか

というのが問題になりました。被告人のほうは警察の取り調べのときは素直に言うてたらしいですけど、裁判になって発言を覆されたので、どっちが正しいのかが分からなく、いろんな意見を聞いていたらお金を取った取っていないじゃなくて、料金を踏み倒した時点で強盗になるから、お金を取ったかどうかの議論はやめたんです。

で、強盗致傷でけがをしたのはどこでけがしたか。被害者が逃げるときにけがしたのは強盗が刺したわけでもなく、犯人がけがさせたわけでもなく、被害者はけがをしはったんですけど、強盗に遭わなければ逃げることはなかったから、そこは強盗致傷になるでしょうというふうなまとめになりました。

司会者： 5番さんは今年6月に行われた裁判で現住建造物等放火という罪名、これは転職を繰り返してギャンブルにふける自分に嫌気を覚え、自己嫌悪になって自殺を試みて、自分の住むマンションの部屋に放火して、15平米ほどを焼いたという事件だったと伺っていますが、これは被告人の責任能力が争われたということで、非常に法律的にも難しい論点だったかと思います。6日間の日程で、精神鑑定人の尋問なども行われたというふうに伺っています。

終わってみてどうですか、御感想、御印象いかがだったでしょうか。

裁判員経験者5： 加害者の方の被告人と被害者の方、どちらとも的人生が左右されるものだと感じて、すごく期間中、ずっと緊張していました。私の裁判の場合、証人の方がいらっしゃらなかったもので、実際被害に遭った方の生の声ということを知る機会がなかったもので、どうしても途中で被告人のほうに感情移入してしまう心の変化があったんですけど、それを実際、冷静にどう戻していくかというところが一番難しかったです。

あと、裁判員として6人プラス2人の方がいたんですけど、人によってとても思っていることが違うことにすごく、いいことだと思うんですけども、こんなにも違うんだと思って、自分の意見がどうなのかということを考えるのが一番難しかったことなんですけど、終わってみて、以前よりもっとニュースなり犯罪に対して考えるようになったので、とてもいい経験になったと思います。

司会者： それでは、今、皆さんの御紹介がてらそれぞれ御担当いただいた事件とその感想を伺いましたが、いよいよそれぞれの担当された裁判で分かりやすい審理、法廷で見聞きして、すっところ事案が入ってきて、どこが問題になっているのかということが理解できるような裁判であったかどうか、証拠の中身がすっところ頭に入ってくるかどうか、そういったあたりについての皆さんの御感想、御意見を伺いたいと思います。

事前に皆さんにお問いかけしましたのは、「あなたの参加した裁判は法廷で分かりやすい審理がなされていきましたか。分かりやすさのために検察官・弁護人・裁判官、工夫しているなど思われたことありましたでしょうか。さらに、分かりやすい審理に、より一層分かりやすい審理にするために検察官・弁護人・裁判官が工夫、配慮すべき点があるなど思われることは、あるとしたら何でしょうか」、こういったあたりをお伺いしたいということで事前に御通知差し上げたところですが、どうでしょうね。これ、どなたからでも構いませんけれども、この裁判の分かりやすさという点について、何かお感じになられたことございましたでしょうか。どなたからでも構いませんが、何か御意見あれば。

裁判員経験者 3： 私は、写真がすごい分かりやすくて、こういう状況でしたということを幾つもの写真を見せていただいて、こういう事実があったんだなということがすごく分かりやすかったです。防犯カメラの写真とかがすごく分かりやすかったです。

あと、検察官の口調がすごくやわらかくお話しされていたので、緊張感を持って法廷のほうに入らせていただいたんですけども、ゆっくりした気持ちで取り組むことができました。3つの事件がありましたけれども、一応女性のほうを写らないような形で、検察官がされていた模擬的な写真だったんですけども、こういう事実があったんだということが写真を通じて理解できました。

司会者： 検察官の口調がというお話もありましたが、これは、最初の冒頭陳述

の場面ですか。あるいは何か尋問のとき。

裁判員経験者 3 : 尋問のときです。何かイメージ的には、テレビドラマやそういうものでぎすぎすした言い争いみたいなものがあるのかなと思ったんですけども、被告人の方に「何々さん、どうですか。」というような、被告人の方も話しやすいというのかな、また私たちも聞きやすいような雰囲気です。裁判が行われたということがよかったです。

裁判員経験者 1 : 私の経験した裁判で、検察官の方が初めの冒頭陳述で用意されていた資料が時系列に沿っていたのと、登場人物の関係が分かりやすく表示されていたので、それは最後まで自分の中で確認するための資料としても利用させていただきました。

それと、皆さん、裁判官の方も検察官の方も弁護人の方も、専門的な言葉を使わずに、私ら素人でもわかるような言葉遣いに言いかえていただいていることが多かったので、内容はとても分かりやすかったです。逆に証人尋問で医師様が来られたときの話は、どうしても専門用語が多くて、その都度弁護人の方が言いかえてはくださるんですけども、やっぱり難しい言葉が多いなどは感じました。

あと、工夫されていたなというところでは、被害に遭われた方の、暴行をたくさん受けられていたところの写真などを見ることがあったらどうしようというのをずっと思っていたんですけども、やっぱりそういったところはイラストなどに差しかえていただくという配慮もあったので、そういった点での不安はなくなりました。工夫されておられる、配慮されているなと感じました。

司会者 : 人が亡くなられたり、けがされている事件では、参加される段階でどういった証拠を見なきゃいけないのかという御不安はおありになりましたですかね。

裁判員経験者 1 : そうですね。

司会者 : はい。今回は、やっぱりイラストにしてもらったのはよかったですという感じですか。

裁判員経験者 1 : はい。

司会者 : 問題になっていることについてもそれで十分理解できるなという感じで、受けとめられましたですかね。

裁判員経験者 1 : そうですね、一部どうしても写真でないとというところは写真であったんですけども、被害に遭われた方の顔は見えないようにですとか、やはりされていたので、私自身は特にそんなに負担を感じたりはなかったです。

司会者 : やっぱりお医者さんの話はなかなか難しかったですか。

裁判員経験者 1 : そうですね。言葉遣いにこだわりがおありの方でしたので。

司会者 : なるほど。検察官、弁護士、裁判官は、そこは大分言葉遣いは難しくならないようにというのは、何か配慮されているなというふうに感じられましたか。

裁判員経験者 1 : そうですね。専門用語とかたくさんおありだと思うんですけども、私たちがふだん使っているような言葉に言いかえていただけているんじゃないかなと感じました。

司会者 : 2番さんは3日間の審理で、期間は短いんですが、その分、証拠についてどンドン頭に入れていかないといけない、あっという間に終わってしまうという面もあったかと思いますが、その意味では、証拠調べはずっと頭に入ってくる感じだったんですか。

裁判員経験者 2 : 私も最初は、こんな事件だと聞いたときに、3日間で終わるというのをすごく、ああ、そうなんやと思って、もっと日にちがかかるものかと思っていました。でも、燃えたところの写真数枚と、結局、場所がすごく狭くて0.1平方メートルだったんで、本当にこれでよかったなという小規模の火事だったんで、だから本当に弁護士さん、検察官の御意見で、疑問なところは余りなくて、なるほどなるほどというので進んでいきましたので、協議して裁判の刑を決めるときに裁判長さんが、私、印象に残っているのが、僕は多数決では決めたくないんですとおっしゃったんですね。多数決で決めはるんか

な、そういうのが常套手段なんかなと思ってたんですが、できるだけ皆さん裁判員さんの意見を聞いて、その違う刑のその方の意見をよく聞いて、その方に理解してもらって全員の意見をまとめたんだとおっしゃったんですね。すごくそれが、やっぱり私らはいろんな裁判ではないけれども、話し合いとか何かを決めるときのいろんな会がありますでしょう。そういうときは、やっぱり何でも多数決で最後は決めますということになるんですけれども、結局全員でつくったという判決、内容だったんで、すごくみんなが納得できたなという印象でした。

司会者： 前提となる証拠も先ほど割とすっと、検察官の証拠、弁護士の証拠、頭に入ってきやすかったという印象ですかね。

裁判員経験者 2： いえいえ、大体広さも書いてあって、玄関のこの部分だとか、詳しく書いてありますので、ああなるほど、この場所なんだなというのはやっぱりカラーの写真で見せていただくと、すごく焦げた跡の黒さとか、だんだんちょっと色が変わっているとかいうのがよく分かりました。

司会者： 事実関係に争いのある事件を、こちらの二人、担当されましたが、4番さん、どうですか。いっぱい論点があって、証拠もそれなりにいろんな証拠が出てきたかと思いますが、このところ分かりにくいなとか、このところちょっとストレスたまるなとか、そういったことはなかったですか。

裁判員経験者 4： そうですね、事件がちょうど10年前の事件で、別件で捕まった件でこの事件が浮上してきたんで、なかなか10年前の写真を見て判断するというのがちょっと、被害者の方ももう高齢になって記憶が余りはっきりと、10年前にタクシー強盗に遭って、何とられてどないしたというところまでは、基本100%記憶にないみたいで、出てきていただいたときは、ちょっと発言したときはうるつときて、こいつ、ちょっと被告人あかんなと思いながら、話していたんですけれども、ちょっと難しいところは、このやっぱり僕もさっき書いてあった1万円を奪うということでは、どこの1万円やったのかというので、話をしていこうとしたら、さっき言うたようにタクシー強盗の料金

踏み倒しただけでも強盗やからというので、これはやめようと。議論しても1万円上乗せされるかされへんかだけで。で、問題やったのが、いつ犯行に及んだのかというところの割り出しでした。

司会者： 証人のお話で認定しなきゃいけないときに、古い事件で記憶がおぼろげになっているというのは、なかなかどういうふうに評価したらいいのか、信用していいのかどうなのか、それは難しかったですか。

裁判員経験者4： そうですね。多分、被害者の方は、余り高齢なので覚えていないんでしょうけれども、やっぱりやられたことなんで根に持っていると思うんですけども、被告人のほうはやっぱり軽い気持ちでやっていそうな感じがしましたので、何か反省しているのかなと、そこが一番大きかったですね。反省していないんじゃないかなというのがありました。

司会者： 5番さんは、責任能力ということで、今回お集まりの中では唯一責任能力が問題になったのは5番さんの事件だけだったんですが、どうですか。特に鑑定人ですね、例えば1番さんはお医者さんが出て来られましたが、あれは多分どういうふうにして亡くなられたかみたいなことについての専門家の御意見だったんですね。で、5番さんは、精神鑑定の専門家、精神科のお医者さんが来られて被告人の精神状態の説明をされたかと思いますが、そのところは、どうですか。理解しやすかったか、ちょっと引っかかる場所があったか、どんな御印象でしたか。

裁判員経験者5： 知的障害と適応障害の2つに対して御説明していただいたんですけども、イメージした方よりもすごくフレンドリーな感じの鑑定人が来られたんですね。で、印象的にはすごく加害者の人とすごく仲よく、信頼関係で話すためには仕方がないことだと思うんですが、ちょっと仲がいいんだなみたいな印象を受けまして、公正な判断ができていいのかというの、ちょっと思ったりもしました。

あと、進行の面に関しましては3番の方と同じで、写真はとっても参考にな

りました。ふだん、裁判所とかの傍聴したこともなかったので、現実的なものを目の当たりにすると、より具体的にわかるのでとてもよかったのと、あと私、ちょっと文章の能力が乏しいのか、弁護士の方の文章がとても何か小説みたいにかかれていたので、同じことが何か繰り返されていて、頭の中で整理するのがすごく時間がかかりました。

検察官の方は、とても見やすい資料だったと思います。

あと、その精神的なものって、ふだん余り触れたことがないので、それによって判例がどう左右されるのかというところが、分かりにくかったんですけども、裁判長の方が話し合いのときに、同じタイプといたらあれですけども、判例を幾つも出してくださったので、それはとても参考になりました。判断基準としては、とてもいい資料をたくさん提示していただいた印象があります。

司会者： 証拠に関して、鑑定人の先生、ちょっとフレンドリーであれって思ったということですけども、説明されている中身についてはどうですか。ずっと頭に入る感じですか。やっぱりお医者さんの話ってというのはどこか難しいなというところありましたか。

裁判員経験者 5： 心神喪失とか専門的な用語は事前のミーティングである程度御説明をしていただいてから聞いたので、割にすっと入ってきます。

司会者： 裁判長、あるいは裁判官のほうから、心神喪失ってどういう意味ですよとか、耗弱ってどういう意味ですよというような法律的な説明があって、それを聞いて入って、それはやっぱりあったほうがよかったですか。それで随分、分かりやすかったですか。

裁判員経験者 5： はい、あったほうが。分かりやすかったです。

司会者： 弁護士さんと検察官と書類の作り方について、ちょっとお話が出たんですけども、これは、最初に配られる冒頭陳述というのと、最後に配られる論告弁論というのがありますが、どちらのお話、両方ですかね。

裁判員経験者 5： そうですね。検察官のほうの方が分かりやすいですね。

裁判員経験者 5 : 何か、書面って割と、これは弁護士さんはこういうふうを書くのかなとか、分からなかったですけども、これをずっと読まれていた感じだったんですね。

司会者 : 例えば、5番さん、御担当の事件ですと、論告弁論ですね、終わりのほうに配られた紙は、検察官はA3の紙が1枚半ですかね。A3の紙1枚半で、ちょっとグラフなんかも入ったりとかしている形で、弁護士の作られた弁論要旨という書類は、全部で6ページですかね。で、文章がずっと書かれていて、第1、第2、第3、第4ということで、最後に第5というような項目で書かれていたというところで、あれですか、率直に言って、これは弁護士の文章は頭に入ってくるにくかったなというところですよ。

裁判員経験者 5 : そうですね、一応、何を事実とか、こういう項目は分かっているんですけども、これをそのまま読まれるという形だったので。

あと、後でこのおっしゃりたいことを振り返るときに、ちょっと頭に入りづらいというか、全部読み返さないといけないというか。

司会者 : 少なくとも、法廷で聞いたときに、すっと言いたいことを理解するというのは難しかったという感じですかね。

裁判員経験者 5 : そうですね。

司会者 : 4番さんも同じような御印象だったんですか。

裁判員経験者 4 : そうです。弁護士の方にはちょっと申しわけないですけど、検察側が出された要旨ですか、カラーでつくられていてすごく分かりやすかって、僕らでも十分理解できるなというのがありました。で、同じように、申しわけないですけど、弁護士のほうはこんな感じで。

司会者 : はい、あれですね、弁護士さん、4番さんの担当された弁護士のメモは、これも検察官とちょっと雰囲気似ているんですが、A3の紙でこう四角に囲って文章が書いてあるけど、ちょっとあれですか。文章が長いというか、多いというか、ちょっと図式的になっているけれど、ほとんど文章。

裁判員経験者 4 : 検察側のやつは、字を変えてみたり、太字にしたり、色を変

えたり、重要なところを変えていただいている。今後そうしていただけたらありがたい。

裁判員経験者 3： 私も4番さん、5番さんみたいに、もっと分かりやすく色がついた何か表示があつてというか、私のほうの量刑グラフというのが書いてあつたんですけれども、それもすごく大事だよということがすごく分かりやすい資料だなとは感じました。

司会者： 今、刑を決める、どういう刑にすべきかということについては、検察官の論告にはグラフが載っていて、こういうグラフ見たらこういう刑にするのが合理的だよというふうな御説明している例が多いんですが、これはやっぱり皆さんからすると、ああ、なるほど説得力あるなという感じでしたか。それとも、グラフ見せられたって分かんないわという感じでしょうか。

裁判員経験者 2： 私は、弁論のほうは、ちゃんとそれぞれ事実関係から始まって、最後、何時間ぐらいの弁論ですかね、最後、情状の理由とか、うまくまとめられて、だらだら書いてあるんじゃないなくて、要旨が第10までなっていますけれども、結論まで分けて書いてあるので分かりよかつて、被告人の方の弁護をしてはるんやなというのがよく分かりました。

裁判員経験者 1： 資料につきましては、検察官の方が用意された資料、被告人がお二人いらっしゃったので、それぞれの方の弁護人さんの方が用意された資料、雰囲気はもう全然違うんですけれども、皆様、用意していただいた資料、分かりやすかったと思います。

感じた点としては、弁護人の方が用意された資料は、どちらかというと話言葉ですとか、実際にやりとりされたLINEの内容などを引用されていることが多いので、親しみやすいんですけれども書面として目で見るとは検察官の方が用意された簡潔な資料の方が、見て頭には入りやすいなとは感じました。

宇野弁護士： 一つ、皆さん全体的にちょっとお伺いしたいのが、資料のお話等々は、今回ちょっと再度思い出していただくに当たって、再配付をお手元にさ

れているので、もう一回、見直してみて、ああこうだったな、ああだったなというのを振り返りやすく、御意見が出やすい部分もあろうかと思うんですけども、法廷でのプレゼンテーションとして、弁護人、あるいは検察官がなされた、資料を用いてどういうふうに話をするのかとか、そのあたりについての分かりやすさとか分かりにくさみたいところで、御意見があればお伺いしたいなと思います。特に1番さんにお伺いしたいんですね。ほかの裁判員の方は、一人、あるいは二人共同で受任している弁護人の弁護活動しか見る機会がないんですけども、1番の方だけは共犯者2名が並行で審理されている関係上、片方の方の弁護人がこういう活動をする、その後に二人目の被告人の方の弁護人がさらに別活動をするというので、比較対象がある状況でごらんになられたんじゃないかなと思っているので、例えばその2組の弁護人を見比べられて、どうだったかとかがもしあればお伺いできたらなと思うんですけど。

裁判員経験者1： はい、資料と説明ですとかお話は、大体その資料に沿ってスライド使われていらっしやったり、口頭で書類に沿って順序よく説明いただいたので、分かりやすかったし、話も聞き取りやすかったです。

やはり被告人が2名いらっしやってそれぞれの方に弁護人がついておられて、それぞれ担当しておられる被告人に質問される、ここを指して違う被告人の方に質問をされるという中で、どうしても、言い方は悪いかもしれないですけど、なすりつけ合いのように感じてしまうところがあって、それはやはり混乱はします。検察官の方もまた話があって、弁護人の方それぞれにもお話があってというところで、本当に困ることがありました。

あと、弁護人の方から被告人の方に質問していくときに、恐らく質問される方は行き着きたい質問というものがあるんでしょうけれども、そこに行き着くまでに、幾つも幾つも質問を重ねていかれるうちに、聞いている側は何の話なのかというふうに感じることもあったので、短く質問していただいてぱっと返していただくというやりとりの方が入ってきやすいなとは感じました。

宇野弁護士： それは例えばその弁護人の質問に対して、各被告人の方のお答え

が長くてちょっと寄り道しちゃって、分かりにくくなっているという感じなのか、それとも質問自体が何をゴールに向かって話をしているのか全然分からないといったところであったのか、そのあたりはどうですか。

裁判員経験者 1 : 質問自体が、どちらかというとな被告人の方は短い回答しかない方でしたので、要するに弁護人の方が聞きたいことを言ってもらいたいのには、話が長くなってしまっていたのかなとは感じました。

宇野弁護士 : 例えば僕たちが証人尋問なり被告人質問する際に、あらかじめこういうテーマに関して質問するんですというざくっとしたテーマだけを挙げたペーパーを一枚お渡ししておいて、このテーマについて、順番に話を聞いていきますねみたいに、例えば場面であったり、あるいは対象であったり、そういうものを違う話になるとときには、場面を区切ることがビジュアルでわかるような資料をお手元に置いていただけて聞いていただくという工夫をすることもありますが、そういう配慮とかは特段なかった。

裁判員経験者 1 : 私のときはそうでしたね。

司会者 : ほかの皆さんでも被告人質問とか証人尋問のときに、弁護士さんなり、検察官の場合もあるのかもしれませんが、これからこの人にこんな項目を聞いていきますので、それを見ながら追って行ってくださいねみたいなことで紙を配られたという御記憶のある方、おられないですか。

2番さんはなかったと。

裁判員経験者 2 : ないですね。

司会者 : 3番さんも。

裁判員経験者 3 : 僕も見えてないです。

司会者 : 5番さんも。

裁判員経験者 5 : 私はそうです。

司会者 : 紙、ありましたか。どうでしたか、それあると参考になった感じですか。

裁判員経験者 5 : そうですね。被告人の方が、割と生活環境がよくなかったと

いうところで、ちょっと罪を軽くするという方向性だったんですけれども、それに関してちょっと質問事項が長くて、長いというか、悪い意味じゃないんですけど、こっちをアピールしたいのに、こっちの質問に行くとそれが下がってしまうという矛盾した質問もあったので、あっ、ここの質問のとき本当にかわいそうと思ったんですけど、こっちの後半ぐらいになったら、そこは頑張れたんだとか、何か何を弁護したいんだろうと思ったのと、あと、いろいろ御両親のこととか人間関係のことでこの方は苦しんでいて、そういうかわいそうな状況だというふうに弁護士の方はおっしゃっていたんですけれども、それに関する、それが本当って言ったらなんですけど、証人の方を一人も出していらっしやらなかったの、説得力にちょっと欠けてしまったのもあったなど。何で証人の方、いらっしやらないんだらうというのは思いました。

宇野弁護士： ちょっと全く別のテーマになるんですが、先ほど量刑グラフの話が出たので、3番さんに追加で御質問させていただきたいのが、3番さんの事案では、検察官も量刑グラフをペーパーの中で引用し、かつ弁護人の方もペーパーの中で同じ量刑グラフを引用し、主張はそれぞれ展開したけれども、検察官の主張と弁護側の主張と、刑にすると15年ぐらい求める刑の量が違うという、同じグラフを使っているけれども全然主張が違うというお話があったと思うんですが、このあたり例えば、グラフを用いたそのものの分かりやすさだけではなくて、このグラフの中で当該事案がどこに位置づけられるのかというところについての分かりやすさという観点から見たときにはどうだったんでしょうという。

裁判員経験者3： 量刑グラフの上にも求刑第3というところと、弁護士さん側の量刑グラフ、それまでの書いてある内容や意見とか主張とかの違い等がすごく分かりやすさと、感じやすさというのが、違いがあったように思います。

司会者： 検察官の方が結論から言うと分かりやすいなと感じたということなんですか。

裁判員経験者 3 : 文章的にも短くて分かりやすかったように感じられます。

司会者 : 今回、3番さんの御担当した事件では、検察官も弁護人も同じグラフを挙げられて、同じグラフに基づいて、こう考えられるじゃないか、いやいやそうじゃないんじゃないかということで意見を交わされていましたよね。これはやっぱり同じグラフに基づいて、それぞれ意見を交わすというのは、例えば違うグラフを持ってこられたり、一方はグラフが出て、一方はグラフがないとかというよりは、それはよかったですよね。

裁判員経験者 3 : そうですね、量刑が山が違うかったりではなくて、同じグラフでした。2件したのか3件したのか1件なのかということで、山のどこら辺なのかということが議論されましたけれども、うまく言えないんですけども、双方の参考がいいグラフだったなということは、素人感覚でも見やすかったです。

梅本検察官 : 検察官もそれぞれ事件を担当するものとしては、裁判員の方に分かりやすい審理、立証を行うということを裁判員裁判の中ではいろいろ悩んで工夫しようとしたりはしているんですが、冒頭陳述、論告をそれぞれ作成する際に、分かりやすいというのが情報量として少ない方が分かりやすいのか、十分な説明をした方が分かりやすいのかというところが、いつも悩むところでして、検察官ごとに考え方もちょっと違うところもあるんですけども、いつも情報量とかあるいは伝える時間とか、どれぐらいの範囲にとどめるのかというのは、結構悩ましいところでして、ざっと見たところだと恐らく2番さんと3番さんの事件の検察官は割とシンプルに分かりやすい形でというところを重視されているような、で、1番さん、4番さん、5番さんの事件の場合は、ある程度情報量も入れつつ、特に争いのある事件の場合とかだと、ある程度、その証拠の評価についても割と詳しく目に情報を入れたりとかっていうところをされているのかなという感じだったんですけども、だから正直、そこら辺が毎回ちょっと詳しく過ぎるかなとか、ちょっと逆に言葉が少ない形で分かりにくくなったかなというところが、検察官としては実際の反応がどうだったのか、一

番、気がかりなところなんですけど、皆さん、そのあたりの情報量という点での過不足と申しますか、どのような印象を持たれたのかというのをお聞かせいただければと思います。

司会者： 冒頭陳述、論告、両方ということですね。

裁判員経験者 4： 私はすごく分かりやすかったです。比較対象で申しわけないですけども、弁護士さんののがちょっと分かりにくかったので、同じ裁判員の人も同じようにこっちの方が分かりやすい、こういうふうにしてくれたらいいのになという意見はありました。

司会者： 4番さんのは、冒頭陳述はA 4一枚、それから論告はA 3二枚ですかね。A 3二枚でそれなりにありましたけれども、ただ、分かりやすいなという感じ。

裁判員経験者 4： そうですね、分かりやすかったですね、はい。

司会者： わかりました。逆に、弁護人の弁論の方が短かったんですけども、やっぱりちょっと分かりにくかったということなんですかね。

裁判員経験者 4： そうですね。

司会者： 恐らくメリハリのつけ方とかに分があったということなんですかね、強いて言えば。

裁判員経験者 4： そうですね、はい。

裁判員経験者 1： 冒頭陳述メモが先ほども申しあげましたとおり、すごく分かりやすかったですので、最後まで内容の確認のときに利用させていただいた記憶があります。

論告メモも今、見直すと、こんなに文字、たくさん書いていたんだなと感じたんですけども、実際そのときに確認していく中では、ちょうどよい情報量だったと思います。これ以上少ないと、やはり自分でメモをとらないといけない部分があったのかもしれないなと感じました。

裁判員経験者 2： 私は検察官の冒頭陳述、それから論告もすごくきっちりで見やすく、先ほどおっしゃったように囲んだり矢印があったりして、うまいこと

まとめてあるなどは思いました。

また、弁護士さんの方も、こういう弁護士さんのこういう形態で書かなあかんのかなと、こんなもんなんかなというふうに思いました。何か、検察官の方は本当にレポートをまとめてはるみたいないな感じで、私らは見やすい、素人でも。そっちの弁護士さんの方は、そういうのが通例で、もともとそういうふうな書き方をするもんだみたいないな、なんかなと思いました。

司会者： そういったルールがもしなかったら、検察官のような書き方にも一つ工夫ができるんじゃないかという感じ。

裁判員経験者 2： もしかしたらね、弁護士さんの方も。

でも私のとき、この方はきっちり、何々について何々といっって、段階的にきっちりまとめてあって、わかりやすかったです。

司会者： 3番さん、何か検察官が作られたペーパーについて今、コメントいただけることありますか。

裁判員経験者 3： 私も今見直しても、やっぱり見やすかったなど、2番さんのように矢印や経過やシンプルに日ごろ使っているような言葉のような感じで、頭に入ってくるような言葉が多かったので、難しい単語を並べられてもなかなか難しいなというのは感じますので、易しいというか入りやすい言葉で陳述メモとかを提示していた方が分かりやすくてよかったですと思います。

裁判員経験者 5： スケジュールどおりの時系列になっていたと思います。今日はこういったテーマで話がありますという事前に裁判長とかと交わした流れというか。時系列が分かりやすかったです。

司会者： 検察官がつくられた冒頭陳述メモとか、論告メモという書類については何か情報が多過ぎて分かりにくかったとかそういうのはなかったですか。

裁判員経験者 5： いや、ちょうどいい量で、1番の方がおっしゃったみたいに、これより少ないと自分のメモが追いつかないというか、お話のメモでちょうどいい量だったと思います。

谷口裁判官： 今、書面の話が出ていまして、書面はもちろん法廷で、検察官・弁護人がお話しされる際にそれに沿って使うというのがありますけれど、1番さんは冒頭陳述メモを審理の途中にも見返したということですが、どんなときに、その書面を見返しましたか。また、見返したときに役に立ったり、これはあってよかったな、逆にせつかく書面があってもこれがないと結局もらっても役に立たなかったんですけどというような、説明を聞いた後の使い方だとか、そのときに気づいたことについて教えていただけると助かります。

これは裁判官の立場からすると、その評議のときにどれぐらいその書面を活用できるかとか、評議のときに活用するときこういう情報があると、裁判員さんたちに役に立ったということがあるんだったら、こちらもそういうところを意識したいなというので、もし教えていただけるとうれしいです。お願いします。

裁判員経験者1： 私が経験させていただいたこの事件が、事件が起きるまでの経緯といいますか、その被告人の方の人間関係などのいきさつが結構何カ月にもわたっての話がよく登場していたので、どのぐらいとか、まだ出会ってどういう間がらになってこの事件に行き着いたというところの時系列が分かりやすく箇条書きで並べて書いていただいていたのが、この検察官の方が用意していただいた冒頭陳述メモでしたし、あと、おうちの中での出来事だったんですけど、その家の中にいた登場人物の関係も分かりやすく書かれていたということと、そのすごくシンプルに一番初めに争点は量刑ですよと、この被告人兩人にどのような刑を科すかというところが大事な部分、今決めないといけない部分ですよというのが一目で分かる資料だったので、今、自分が携わっているところを確認するにはこの書類が一番、一つで、一目で分かるものだったなと思います。

司会者： ほかの方も何か、審理をしているとき、あるいは評議のときなんかに見返したりして、結構活用したという御印象だったか、それとも余りその後見返すということなかったかというあたり、何かもう一方かお二方、御紹介いた

できればと思います。

裁判員経験者 4 : 見返したのは、1万円がどこであったかとか、なくなった1万円が、最初に言っていたのはどこでやったのかというところ、110番して「ナイフを突きつけられて強盗された」と言ったときのナイフが本当にそこに落ちてたナイフであったのか、被告人は使っていないと言って、脅しているのに、でも110番してその時点でナイフ使われたと言ったら、幾ら10年前でも使ってたんじゃないかというのをちょっと見返したような気がしますね。カッターナイフ突きつけて金を出せと脅迫されたというところでですね。

裁判員経験者 3 : 評議中には、見ながら議論するいい資料だったと思います。

谷口裁判官 : 評議のときに見返したときに、情報としては十分ありましたか。そのときに、評議をされる裁判員さんにとってという意味なんですけれど。

裁判員経験者 3 : そうですね、先ほど申しましたように量刑であるとか、こういうシンプルにつくっていただいて、こういう事件の流れだったりということとか、裁判員に選ばれて2日目から審理、公判、裁判が始まって入ってくる情報が全部一気に終わってしまって、そういうグラフとかシンプルにつくっていただいた方が見直しや、そういうことをお話しされていたなということとか、こういう写真があったなということを経験を振り返る中でいい資料だったと思います。

(休 憩)

司会者 :

次に皆さんにお伺いしようと思ったのは、安心して不安なく裁判に参加していただくためにどうしたらいいのかということの観点からのお伺いで、裁判員に選任される前、不安を感じましたか。何か恐ろしいことになったなとか思いませんでしたか。

で、選任された後、その不安というのは解消をしましたか。解消できたとしたらどういうところで解消できたでしょうか。

さらに、最初から不安を感じずに安心して裁判に参加するためには、今思う

とどういうところを配慮したり工夫したりしていたらよかったですと思われるか、というようなところを皆さんに率直なところをお伺いできればと思っています。

さらに、先ほどお休みの間に伺ったら、4番さんですね、裁判員になられる前はもちろん裁判を傍聴されたこととかもなかったんですね。ただ、裁判員になられた後、裁判に御関心持っていて、裁判の傍聴にも来てくださっているというお話、今伺いまして、「裁判」というものに対して、この裁判員に参加される前と参加された後で、何か印象が変わったり、裁判所でも構いませんけど、何かこう全然イメージが変わったなと思うところがもしあれば、お伺いできたらと思います。

裁判員経験者4： 選任されるまでは、人ごとのように、どうせ当たらんやろうと。確立も3分の1、4分の1ぐらいやしとっていたら選任されまして、来週からは行って来いと言われてまして、最初は緊張しました、さすがに。初日、言われたとおり、一気にだっと情報が入ってくるんでどうなんかなと、それでこの人の人生決めていいのかなとかって思っていたら、やっぱり裁判官の方が、そんなに悩むことはないですよ。

僕らが判決出すんじゃなくて僕らは意見を出すだけで、裁判所が判決出すんだと、気に入らなければ控訴もできるというので、ちょっと後半楽になったといたら楽になったという感じがします。

で、裁判所はもう来るということは一回もなかったし、傍聴に行くという概念も何もなかったですけど、

妻と相談して、法廷傍聴に行きました。また来たいと思います。

司会者： やっぱり選ばれる前は、かなり不安であったり、ちょっと正直参ったな、困ったなというようなお気持ちはあったんですかね。

裁判員経験者4： そうですね。会社に報告しても、そんな余りいい顔もしないし、周りでそんな人初めてやからどう対応しようかというのはちょっとありました。

裁判員経験者 1 : 初め、名簿に載りましたという手紙が届いたのがおととしの秋ごろで、選任手続の日に来てくださいという案内が来たのがちょうど去年の年末、ちょうど年末のお休みに入ったぐらいのときに来たので、本当に忘れたころに届いたので、もうすっかり忘れていました。その選任手続に来てくださいという手紙からは、やっぱり不安、不安な気持ち半分、どこか人ごとな、そんなんには選ばれることないだろうという気持ちだったんですけど、実際に選ばれたとなったときには、漠然とした不安ですね。自分は完全な素人なのに、話、理解できるのかですとか、あと、感情的にならずに法廷で見聞きしたことだけで判断ができるかどうかといったところに不安がありました。

それは、選任されたからといって、なくなったわけではないんですけども、やはりほかの裁判員の方と話をしたりですとか、裁判官の方がすごく小まめに気にかけてくださって、休憩の都度都度、大丈夫とか、今の話分かったとか聞いてくださるので、何とかなるだろうという気持ちにはだんだん切りかわってはいきました。この不安は、多分誰でも感じることなので、経験して終わったら乗り越えられるものだと思います。

それ以外の不安で、私は特に感じなかったんですけども、事件によっては、やはり行き帰りですとか、法廷で座っているときに、関係者の方と顔を合わすことになるので、そういったところに不安とか、やっぱり怖いなと感じる部分は、どうしてもそういった気持ちを持つ方はいらっしゃるんじゃないかなとは何となく感じました。

司会者 : 何か選任される前にこういう情報があるとちょっと不安が解消されるんじゃないかとか、あるいはこういうお話を聞いていると安心するんじゃないかというようなことで、何か考えられていることありますか。

裁判員経験者 1 : 選任される前のときに、大まかに事件の概要の説明があるんですけど、逆に不安になります。

司会者 : こちらに、裁判所に来て、事件の概要の説明を聞いたらというところですね。

裁判員経験者 1 : 事件の番号とかがわかるので、それをインターネットで初めにどういった事件かというのだけは調べることができたので、そのときのその事件の名前を見たときに、傷害致死と傷害という、ああほんまかとは思いました。余計不安になるのかなとは思いますが。

司会者 : ただ、参加してみたら、例えば証拠を見なければいけないのじゃないかというようなところでは、思ったほど恐ろしいことではなかったという思いもあるんですか。

裁判員経験者 1 : そうですね。参加してからの、裁判官の方ですとか、周りの方の配慮をすごくされていたので、案ずるよりというか何とかなるだろうなどはだんだん思っただけでした。

裁判員経験者 2 : 最初は何か大きな封筒が来て、中を見ていくと、断る理由がたくさんきめ細かに書いてあったんです。実は主人もこの制度が始まった3年目、初めの方に通知が来たんですね。主人はまだ現役で管理職だったもので、とてもそんなもんは行けるかという形で、もうすぐ仕事のためと書いて出したのを、私、覚えていたんです。で、そのときのとはちょっと違って、私に来たときには、もうその断る理由がすごく細かく、えっ、こんな理由でも、ああ、こんな理由でもという感じで書いてあったので、その辺も変わってきたんだなと思いました。何か断る理由、主人のときは本当、仕事のためだけで何か送っちゃって、もうそれで終わったんですけれども。

だから、私に来たときに、私はもう主婦でしたので、時間があるから行くわねなんていうふうに、僕も行ったらよかったな、そういう経験したかったなというの言うてましたけれども。だからすごくその意味では、年々、何かそういうお知らせのあれも変わってきているんじゃないかなと思います。断りやすいような感じになっている。

で、私がこの選ばれたということで、不安という面では、その6人いてはる、まだプラス2人、8人同じ立場で集まったということで、一日目はその内容、裁判の内容もありましたけれど、すごい御縁があったから、一番その初め、す

ごくグループのこんだけでやるんだというので、私は不安より、これからどんなが始まる、どんな幕があくんだろうという期待が大きかったです。

で、自分の判断だけで決まるのではもちろんないから、みんなで考えてみんなでやればいいんだ、裁判長さんもそうおっしゃっていただいたと思うんですけども。だから、すごくそういうもっとみんなラフに深く考えんでも参加してくださいというような広報をいろいろ出せば集まるかなと。やっぱり責任というより、みんなでやっぱり考えた結論、刑であって、納得ができたならそれで私はよかったと思っています。

裁判員経験者 3： まず最初に不在で特別送達というのが来て、何じゃこりゃみたいな感じから始まって。何のことなんやろうかと、封筒開けて、ああ、あったよなみたいな感じでスタートしたけれども、最初に人を裁いていいのかなとそういうことに対してすごい心の負担はありました。でもやってみないと分からないという気持ちもあるので、私個人的には、裁判員に選ばれたかったというのが正直な気持ちです。

で、裁判官の方と相談ということで、加害者の方とか被害者の関係者の方との接触はあるのかという、家までついて来られるのかとか、何か接触されて逆恨みみたいに、いろいろそういうことがあるのかどうかいうのすごい不安だったんですけども、お話ししていただいて、そういう部分も解消できたなという感じはありました。

でも、周りの方とかはやっぱり、裁判員制度なんて実際来たら断ったらいねんというのが、周囲にたくさんいらっしゃいます。もうちょっと広報、公共の場所や企業や労働組合などを通じて、もっと参加しやすい、こんなだよということをもっと周知できたら、みんな参加しやすいんじゃないかなというのをすごい感じました。一時的にテレビで何か、あっ、裁判員制度になったんやなというぐらいのレベルに感じますので、参加しやすいようにテレビでも宣伝していただけたらいいかなとは思いました。

裁判員経験者 5： 私は、どういう事例かというのは、当日じゃないと分からない

いので、選ばれた瞬間、凶悪犯罪の事例だったらどうしようとすごく不安になりました。名前は伏せているにしろ、被告人の方とか、傍聴している関係者の方に後つけられたらどうしようという、それは本当に、私の事例はもう本人の方も認めていらっしやったので、そういった不安はなかったんですけど、裁判所の方からそういった場合はこういうカードに電話してください、精神的にダメージを受けたときはこういったケアがありますという説明をきちっと受けれたので、そちらのケアはちゃんとしていただけるんだなという、凶悪犯罪じゃなかったですけど、そこはすごく安心しました。

で、この案内をもらったときに、まだこれに参加していない友達に聞いてみたんですね。参加したくない理由って何って聞いたら、どうせ私たち法律の素人なんだから、意見通らないんじゃないって、だから行っても意味がないと言う友人が何名かいましたね。

でも私が、経験して思ったのが、私は本当に放火犯の写真を見ただけで、すごいショックだったんですよ。見なれていないからこそ、感じるこつてあると思うんで、この制度はもっとどんどん社会に浸透してほしい、特に会社を休めない方というのは、私の会社は割と寛容で、割と浸透している方なんですけれども、こういったのが来てもちょっと会社的に、義務化まではいかないですけど、今産休でもだんだん休めるようになったと同じぐらいに浸透してもらったらうれしいなと思います。

司会者： 評議のことなんで、詳しいことは伺いませんが、素人が裁判所に行ったって、話が通らないというのは、そんなことはないっていうふうに。

裁判員経験者 5： ないですよというのは、言いましたけど。

谷口裁判官： 確かにやってみて、印象が非常に変わった、その裁判所にしても裁判員制度にしても、おまけ的に裁判官についてもというふうに言っていたくことが多いですので、少なくともその裁判員制度っていうのが、お話聞いても何かやっぱりまだ浸透していないんだなというか、縁遠いものだなという印象をお持ちの方が本当に多いんだなと思いましたので、ぜひ、今後広報等も力

を入れていきたいなというふうに思いますが、今、少し出ましたけど、すみません、じゃあ、せっかくなんで聞かせてください。

こんな形で広報すると効果的だよとか、こういうふうに言ったら何かもっと理解してもらえないかなというので、今出たお話以外で何か裁判所でヒントとしていただけるものがあれば教えてください。

今、学校とか職場とかもそうなんですけど、呼びいただいたら行ったりはしているんですけども、そのほかでも、あと、むしろこういうことを伝えたら、もう少し皆さん分かってくれるんじゃないかなとか、やってみてもいいかなと思うんじゃないかなという、そちらの中身の話でも結構です。

裁判員経験者 4 : 土日に開けてくれたら皆さん、行きやすいかなと思うんですけど。お役所仕事なので、平日しか開いていけませんので、傍聴もなかなか来れなくて、3カ月ぐらいたってようやく1日合う日があったいうて来たんですけども、土日は無理ですかね。広報だけでも土日やるとか、ツアーが何かあるじゃないですか、ネットで調べたらね。ホームページに。ああいうのを休みの日にやってみてはいかがですかと。よろしくお願いします。

司会者 : 最後に守秘義務のこと、これ意見交換会があると必ず皆さんに御負担をおかけしていることでもあるので、御参考に聞いていることなので、お一言ずつお願いしたいと思うんですが、守秘義務を課されていることによって、自由に話していいことと悪いことという区別つきましたか。で、それも守秘義務があるということで、裁判員を務められた後、負担を感じたり、不自由を感じることはありましたか。さらにほかの方に経験をお話しする上で、不安やちゅうちょを感じることはありませんか。それがないようにするために、どんな工夫があるでしょうか。

5番さん、この守秘義務について、裁判員を務められた後でちょっと困られたこととか、ちょっと負担に感じる場合がございますでしょうか。

裁判員経験者 5 : なかったです。裁判中にも、守秘義務があるので、自分の考え方が例えば家族に相談できなくても、裁判所とかにいろいろ質問できて、そ

れを思っていることとかも解消できていたので、特に苦しいとかは思っていないくて、周りもちょっと守秘義務があるというのを理解している人もたくさんいるので、そんなにしつこくも聞かれない。大丈夫でした。

司会者： ちょっと聞いてちょうだいという感じもありますかね。

裁判員経験者 5： ないです。なので全然、そこは全然苦しくはなかったです。

司会者： ここまでは話していいけど、ここからはだめ、要するに評議の秘密は守るけど、裁判で法廷でされたことは大丈夫というあたりも、特にこの説明も。

裁判員経験者 5： 説明がすごく詳しくいただいていたので、自分にも理解できたので、ああ、そうだとすごく理解できた内容だったので、説明に関しては問題なく。

司会者： 4番さん、どうですか。守秘義務で何か、窮屈に感じることに。

裁判員経験者 4： ほぼなかったです。

友達とか会社の人間にはほぼほぼしゃべらずに終わっていますので、問題はなかったかと思います。

司会者： どこまで話せてどこまでだめというの、大体。

裁判員経験者 4： 分かるので。

裁判員経験者 3： 守秘義務のことはすごい分かりやすく、評議の場はだめ、公に出ているところはいいよというところをしっかりと教えていただいているので、ここからここまでだなということ、よくわかりました。

あと、僕は性犯罪ということで、妻との話す内容は、ちょっとどんなんやったんって聞かれても、話すのがちょっと考えながら話すことがちょっと負担やっつたなというくらいで、あとは特にありません。

裁判員経験者 2： 私、大阪人なんでおしゃべりなんで、おまえ気いつけるよとは主人がぼやいたんですけど、それの方が・・・。

もうやっぱりここへ来たらここって切りかえはできたと思います。やっぱりその裁判員になったよということは、いろんな活動をしていますので、そ

の場へ行ったときに言うと、案外少ないんです、経験者が。もともとのお知らせも来ない。そこへ、どんなんやったん、どんなんやったんいう、もうおぼちゃんの話なんですけれども、とにかくそんなん来たら行ったらいいよ言ったんですが、PRしてきたんですけどね。

だから、そう守秘義務でこう、あんまりそれ以上の詳しいことは言わないというのは当たり前のことですね。こういう微妙な裁判の話というのはね、ですから案外言われると余計気になってしまったなというところはありますけれども。

司会者： 評議のことはだめだけれど、ほかは話せるということで、その限りでは、いろんな方にまたお話しただいても構わないと思いますので、そんな御負担に感じることは余りなかったですかね。

裁判員経験者 2： はい、ありませんでした。

裁判員経験者 1： 初日に裁判長から守秘義務、話してもいい事例の内容、話しはだめな内容という説明もあったので、特に困ることはなかったです。

この日も気を使ってくれているのか、特に何も聞かれたりはしなかったもので、私自身は困ることはなかったんですけど、今後、例えば周りの方が選ばれたとなったときにどうやったと聞かれて、私自身、経験としては参加してよかったよというのは、誰にでも伝えられるんですけども、具体的な話となると、やっぱりその守秘義務の点も気になってくるというのと、自分の気持ちに偏った話をしてしまうんじゃないかというのと、だからといって表面をなぞるような話し方をすると、逆に不安を感じさせるんじゃないかなとは思っているので、ちょっとその区別、守秘義務の区別とかその線引きはちょっと難しいなとは感じます。

谷口裁判官： 先ほどの広報という点では、やはりこういった意見交換会もそうですけど、裁判員をされた方が御経験を守秘義務にわたらない範囲でお話しただくのが一番、皆さんにとって実感がわくかと思いますので、守秘義務にわたらない範囲でぜひ御経験談をお話しただければうれしいです。

記者 1 : 私から 2 点, お伺いさせていただきたいんですけれども, 1 点目, 今日お話聞いている, 検察側の資料の方がかなり見やすいかなという印象を持ったんですが, その資料の見やすさとそれからその裁判を見ていて, 双方の主張の信頼性とか印象, その辺に何か影響があったと思うか, 思わないかというのが 1 点と, その自分が裁判員をやってその自分の経験になったという以外で, ほかに人にも知り合いの人にも勧めたいという理由がもしあれば, お伺いしたいと思います。

裁判員経験者 3 : 私は, 影響は, 資料はありました。やっぱり振り返りの中で必要なものだったと思いますし, それを見ながらお話しするきっかけになったと思います。

記者 1 : 事実のところ争いが 4 番さんの事例はあったのかなと, 1 万円, 結局どうなったのか分からなかったんですけれども。

裁判員経験者 4 : ありましたね。検察官の方が, 分かりやすいというので, やはりちょっと気持ち的にも偏っているというか, という意見は皆さんも持っていましたし, 僕もそう思いました。

司会者 : もう一点の方を伺ってもいいですね。ほかの方に裁判員になることをお勧めするとしたら。

記者 1 : 確かに皆さんおっしゃったように, 裁判を見る機会というのは, 自分が当事者になるか, 仕事で行くかぐらいしかない, 普通はないと思うんですけれども, そういう場, 皆さん, そういうところを知れて経験になったというお話をいただいたんですが, それ以外で, 我々国民というか一般の市民が裁判に参加するというのをほかの御友人とかにちょっと勧めたい理由というのが, 自分の経験になったということ以外にあれば, お伺いしたい。皆さん経験になったというのはわかったので, それ以外に理由があれば, お勧めしたい積極的な理由があればお伺いしたい。

裁判員経験者 3 : 私は5番さんのお話のとおり、参加者の気持ちや言葉というのは、裁判官の方に反映されたんじゃないかなと思います。私のときは、被告人の方が幼少期に家庭環境がよくなかったということをお話しされていて、今の自分はそのことの影響なんだというふうにお話しされていました。裁くというところで、この方をもう終わってしまうのではなくて、もちろん社会復帰をしていただく中でも、お話を公の場で社会復帰もしっかり見据えてお話、裁判官にさせていただいたので、すごくよかったなと思います。裁判官だけの判断で決まってしまうような裁判じゃないということは、しっかり周りの方にもお話できるんじゃないかなと思いました。

記者 2 : 1番の方のお話の中で、お医者さんの話が少し難しかったという話があったかと思うんですけど、それについては実際審理の中で理解はしっかりできたのか、もしできたのであれば、どういう経緯で理解できたのか、例えば裁判官から説明を受けたり、弁護士、検察官からの説明で理解ができたのか、ちょっとそこら辺を教えていただけるとありがたいんですけども。

裁判員経験者 1 : 言葉に難しい部分が出てきたら、弁護士の方、裁判官の方が、この言葉は言いかえるとこういうことですかというふうに確認を都度都度とっていただいたので、その場その場で言葉は、分からない部分ですとか、そういったところは解決はしていました。

で、それぞれの法廷での話が終わった後に、評議の方に戻ったときに、もう一度再度確認をするというタイミングもいただけていたので、分からないまま進むということはありませんでした。

記者 2 : そういう意味では納得感を持って判断もできたというようなことですね。

裁判員経験者 1 : そう思います。

記者 2 : 証拠のことで、4番の方、また事実認定に争いがあるものだったと思

うのでちょっとお尋ねするんですけれども、もう少しこういう証拠を見たかったとか、ちょっと証拠が足りなかったなとか、逆にもう十分な証拠だったとかという、その証拠についてちょっと思うところがあれば教えていただきたいなと思うんですけれども。

裁判員経験者 4 : なくなった1万円の証拠がどうしても出てこなくて、被害者の方が言っていることがちょっと二転三転するときがあって、財布2つ持っていた、黒いのを持っていた、黒いのどこにあった、いやでも言っていることと写っている写真がまた違ってしまっていて、で、先ほど僕が言ったように、その1万円はもうやめようと、議論するのは。もうどっちみち、タクシー料金だけで強盗成立するからということ、その1万円どこ行ったのかなって、正直思いました。もうちょっとその当時の状況を説明してくれている書類とか写真があればよかったかなと思います。

司会者 : これから裁判員になられる方に、私だったらこんなアドバイス、メッセージを送りたいというのがあればお一人ずつ、短くおっしゃっていただければと思います。

裁判員経験者 1 : あんなことを言ったら恥ずかしいんじゃないかなとか、自分はすごい無知だから何か言うのも恥ずかしいなと思うと思うんですけれど、私も実際それを思っていたので、ただもうそのときだけの人とのつながりなので、思ったことは一度言ってしまおう方がいいと思います。

その方が、終わってしまった後は、しっかり参加できたなという達成感じゃないですけど、そういった気持ちになれたのかなと感じます。

裁判員経験者 2 : 私は行ってよかったよということを伝えて、ぜひそういう機会があったら参加したらいいよって、大概、いやそれやったらっていう、割に、私がそれから話をする人には、やってみたいと言う人は案外いるんですよ。でもなかなかそこへは行かないんですよ、その申し込みがね。だから、何か手を挙げてもらった人が参加できるようになったらいいのになとは思っている。

ですけどね。やりたいという人はたくさんおられます。だから、やっぱり一歩踏み出して、いい経験ができるよということは伝えたいと思います。

裁判员経験者 3： 私は参加してよかったですし、周りの方に参加してもらえるようにアドバイスしていきたいと思います。

裁判员経験者 4： 解散した後、グループLINEでつながっているんですよ、前のそのメンバーと。で、今日も行ってきますと、意見交換会、また当たったんやなというふうなことは言われました。

友達が増えるという、確かにあるんですが、裁判员、同じやった仲間が増えるというのもありますし、興味のなかった裁判にちょっと興味を持つようになりましたし、やってみた方がいいかなと思いますね。

裁判员経験者 5： 私は本当に参加してよかったなと思っています。1番の方のように、もし自分が参加するのであれば、思ったことを、ちゃんと意見を言って参加していただきたいなということと、改めて社会の一員なんだなという、反対の方、自分もなり得るかもしれない。でも、たくさんのお金と人がかかっているんだなと思ったので、やっぱりそういったことを考えるきっかけになったんで、ぜひ勧めたいと。

司会者： それでは、ちょうど終わりの時間になりましたので、今回の裁判员経験者の方をお招きしての意見交換会をこれで終えたいと思います。

以 上